

令和 7 年 3 月 10 日

横浜市いじめ問題調査委員会

委員長 松原 康雄 様

横浜市長 山中 竹春



横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づく意見聴取について（諮問）

横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づき、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について、次の事項を諮問します。

1 いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について

（諮問理由）

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果（x 中学校、令和 7 年 2 月 21 日（金）公表）について、令和 7 年 2 月 17 日付けで教育長から市長あてに当該生徒側の所見（令和 7 年 2 月 3 日付）を添えて送付されました。

つきましては、横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項の規定により、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について、横浜市いじめ問題調査委員会の意見を求めます。

担当 横浜市市民局人権課 阿部、蘆川

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

電 話 045-671-2718

F A X 045-681-5453